

大分県報

令和元年
十一月五日
号外（三九）

（火曜日）

目次

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定……………一

○公 告

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和元年十一月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積
豊後大野市三重町宮野字細長一五二番、田、七五一平方メートル
- 2 利用権の内容
田
- 3 利用権の始期及び存続期間
令和二年一月一日から十九年間
- 4 借賃に相当する補償金の額
補償金なし
- 5 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報
平成二十三年四月十一日に豊後大野市三重町宮野二六七番の一藤田和紘が死亡した後、その所有者が確知できない状態となっている。
- 二 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積
豊後大野市三重町宮野字細長一六一番、田、四九五平方メートル
- 2 利用権の内容

- 3 利用権の始期及び存続期間
令和二年一月一日から十九年間
- 4 借賃に相当する補償金の額
補償金なし
- 5 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報
平成二十三年四月十一日に豊後大野市三重町宮野二六七番の一藤田和紘が死亡した後、その所有者が確知できない状態となっている。

令和元年十一月五日

大分県報号外（公告）

一